

平成 22 年 2 月 8 日

株主及び債権者各位

東京都中央区日本橋小網町 19 番 5 号  
曙ブレーキ工業株式会社  
代表取締役社長 信元 久隆

## 吸収合併公告

当社は、平成 22 年 4 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、アケボノテック株式会社（本店所在地：福島県いわき市小川町上平字小申田 41 番地 42）及び株式会社曙マネジメントサービス（本店所在地：東京都中央区日本橋小網町 19 番 5 号）を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことといたしました。

これにより、当社は、アケボノテック株式会社及び株式会社曙マネジメントサービスの権利義務全部を承継して存続し、アケボノテック株式会社及び株式会社曙マネジメントサービスは解散することとなりますので、公告いたします。なお、当社は、会社法第 796 条第 3 項の規定により株主総会の承認決議を経ずに吸収合併を行うことを決定しております。

### 記

1. 会社法第 796 条第 4 項の規定に基づき、これらの吸収合併に反対の株主は本公告掲載の日から 2 週間以内に書面によりその旨お申し出下さい。
2. 会社法第 797 条第 1 項の規定に基づき、株式買取請求をされる株主は、効力発生日の 20 日前の日から効力発生日の前日までに、書面によりその旨、及び株式買取請求に係る株式の数をお申し出下さい。
3. これらの吸収合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から 1 ヶ月以内にその旨お申し出下さい。
4. 各社の最終貸借対照表の開示状況は以下のとおりです。
  - (1) 吸収合併存続会社（曙ブレーキ工業株式会社）  
金融商品取引法による有価証券報告書を提出しております。
  - (2) 吸収合併消滅会社（アケボノテック株式会社）  
掲載紙 官報  
掲載日 平成 21 年 6 月 15 日  
掲載頁 89 頁（号外第 124 号）
  - (3) 吸収合併消滅会社（株式会社曙マネジメントサービス）  
掲載紙 官報  
掲載日 平成 21 年 6 月 10 日  
掲載頁 103 頁（号外第 121 号）

以上